

鳥取県広告事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県資産等を広告媒体とする広告事業の実施に関し必要な事項を定めることにより、新たに財源を確保し、もって県民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間企業等 法人その他の団体及び個人をいう。
- (2) 広告等 民間企業等が行う広告、宣伝をいう。
- (3) 広告事業 広告等の媒体として県資産等を活用することにより、広告料その他の収入を得、又は事務事業経費の縮減を図る事業をいう。
- (4) 県資産等 県が所有権その他の権利を有し、又は有することとなる財産、物品その他の物件及び県が行い、又は行うこととなる事務事業（経費を負担するものを含む。）をいう。
- (5) 広告媒体 県資産等のうち広告事業に活用するものをいう。
- (6) 実施部局等 県資産等の管理、保管、取得、実施等を所管する本庁の部局若しくは課室又は地方機関をいう。
- (7) 実施部局長等 実施部局等の長をいう。

(広告掲載の基本原則)

第3条 広告事業を実施する場合は、法令の遵守、消費者の保護、青少年の健全育成、商取引の安全性の確保、地域の社会及び経済の健全な発展等を図るため、次のことに留意しなければならない。

- (1) 公正で誠実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、真実を伝えるものであること。
- (5) 広告関連法規及び社会秩序を遵守するものであること。
- (6) 屋外に広告物を掲載又は掲出する場合は、広告物の色彩・意匠等は都市景観と調和のとれたものであること。

(広告事業の実施)

第4条 広告事業は、実施部局等において次の各号に掲げる方法（以下「掲載等」という。）により行う。

- (1) 広告等の掲載、掲出
- (2) 事業協賛（催事を開催する場合において、催事に協賛する民間企業等の名称を冠し、又は当該民間企業等の広告を掲出することをいう。以下同じ。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか実施部局長等が適当と認める方法

2 広告媒体は、次に掲げるものとする。

- (1) 印刷物

- (2) ウェブページ及びメールマガジン
- (3) 催事
- (4) 土地、建物、車両等の物件
- (5) 前各号に掲げるもののほか実施部局長等が適当と認める県資産等

(広告事業の基準)

第5条 次の各号のいずれかに該当する広告等（ウェブページ及びメールマガジンを媒体とする広告に関しては、本県が所管する媒体に掲載する広告だけでなく、当該広告が指定するリンク先のページも含む。）は、掲載又は掲出ししないものとする。ただし、実施部局長等が認めるものを除く。

- (1) 別表第1に定める業種及び事業者
- (2) 別表第2に定める規制基準に該当する広告等

(広告事業の実施方法)

第6条 実施部局長等は、広告媒体の種類、広告等の規格、内容及びデザイン、募集方法及び選定方法、予定価格、契約条項その他広告事業の実施に関し必要な事項について、あらかじめ広告事業ごとに取扱要領等により定めるものとする。

(広告等の掲載等の取消し等)

第7条 実施部局長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消し又は広告等に係る契約を解除するものとする。

- (1) 広告主が県の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 広告の申込みにあたって、虚偽の内容があったとき。
- (4) 広告主が第5条第1項第1号に該当するに至ったとき。
- (5) 県の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

附 則

この要綱は、平成19年2月16日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年3月11日から施行し、同年4月1日以降に新たに掲載する広告から適用する。

ただし、県政だよりに掲載する広告については、平成28年7月号掲載するものから適用する。

別表第1（第5条関係）

規制業種又は事業者

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められる事業者
- 2 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められる事業者
 - (1) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること
 - (2) 暴力団員を雇用すること
 - (3) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること
 - (4) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること
 - (5) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること
- 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業
- 4 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業
- 5 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業
- 6 たばこに関するもの
- 7 とばく（宝くじを除く。）に関する業種
- 8 銃砲刀剣類その他の危険物に関する業種
- 9 投機の商品に関する業種
- 10 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- 11 私的な秘密事項の調査を業とする事業者
- 12 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- 13 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれらに類する取引に関する業種
- 14 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続又は更生手続の手続き中の事業者
- 15 各種法令に違反、若しくは営業等について必要な届出又は許認可を受けていない事業者
- 16 行政機関から指導を受け、改善がなされていない事業者
- 17 県の指名停止措置を受けた事業者又は指名停止措置を受けている事業者
- 18 本県の税の滞納がある事業者
- 19 違法又は不適当な行為により、営業停止その他の不利益処分を受けている事業者
- 20 前各項に掲げるもののほか県資産等の性質により広告等を掲載等する業種又は業者として適当でないものとして実施部局長等が認めるもの

別表第2（第5条関係）

規制基準

- 1 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。
 - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
 - イ 法令等に基づく許認可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
 - ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し、若しくは美化したもの
 - イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの
 - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
 - エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれがあるもの
 - オ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
 - (3) 人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ア 他人をひぼうし、中傷し、若しくは排斥し、他人の名誉・信用を毀損し、若しくは他人の業務を妨害するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - (4) 政治性のあるもの（選挙に関するものを含む）。例えば、次のようなものをいう。
 - ア 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの（政党広告を含む）
 - イ 公の選挙に該当するもの又はそのおそれがあるもの
 - (5) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ア 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 迷信又は非科学的なものに類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの
 - (6) 社会問題についての主義主張。例えば、次のようなものをいう。
 - ア 個人又は団体の意見広告
 - イ 国内世論が大きく分かれているもの
 - (7) 個人又は法人の名刺広告。例えば、次のようなものをいう。

企業、団体、学校等の祝典、記念日等に賛同し、又はこれらを祝福する目的で個人の氏名又は法人の名称等を掲載するもの
 - (8) 良好な景観の形成及び風致を害するおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ア 色又はデザイン等が景観と著しく違和感があるもの、意味が不明である等公衆に不快感を起こさせるもの
 - イ 地域のルール及び慣習によって形成されてきた景観や文化にそぐわないもの

- ウ 屋外広告物においては、自動車等運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫にするおそれがある等、交通安全を阻害するおそれがあるもの
 - エ その他良好な景観の形成及び風致の維持を害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの
 - イ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの
 - ウ 通信教育、講習会、塾、学校その他これらに類する名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの
 - エ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの
- (10) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現を含むもの
例 「世界一」、「一番安い」、「当社だけ」等（掲載に際しては、根拠となる資料が必要）
 - イ 投機心又は射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの
例 「最後のチャンス」、「あなただけ」等
 - ウ 社会的に認められていない許認可、保障、賞又は資格等を使用して権威付けようとするもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等に違反する業種・商法・商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 投資信託等の広告等で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの
 - ク 自己の供給する商品等について、これと競合関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示し、又は暗示するもの
 - ケ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨し、又は保証する記述があるもの
 - コ 他人名義の広告等
 - サ 責任の所在が明確でないもの
 - シ 広告等の内容が明確でないもの
 - ス 国、地方公共団体その他の公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保障、指定等しているかのような表現のもの（国、地方公共団体その他の公共の機関が別に認証を行っている商品やサービス等に係るものを除く。）
 - セ その他消費者を誤認させるおそれがある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告等であることが不明確なものを含む。）を含むもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

- イ 暴力や犯罪を肯定し、又は助長するような表現
 - ウ 残酷な描写等善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (12) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告等
- 広告主名（法人格を有しない団体の場合には、代表者名も併記）、所在地、連絡電話番号が記載されていないもの。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告等として適当でないもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 品位を損なう表現のもの
 - イ 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの
 - ウ 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの
 - エ 求人に関するもの
 - オ 債権取立て、示談引受け等に関するもの
 - カ 占い、運勢判断等に関するもの
 - キ 通貨及び郵便切手を模写したもの
 - ク 謝罪、釈明等に関するもの
 - ケ 尋ね人、養子縁組等に関するもの
 - コ 暴力団若しくは暴力団の構成員を賞揚し、若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの
 - サ デザイン及び色彩が著しく派手で品位を欠き、広告媒体との調和を損なうと認められるもの
 - シ 県の広告事業の円滑な運営に支障を来すもの
- (14) その他社会的に不適切と実施部局長等が認めるもの
- 2 掲載される広告等の表示内容について、次の各号に定める業種ごとの基準に留意するものとする。なお、医療、介護、墓地、古物商・リサイクルショップ等に関するもの又は消費者関連法に抵触するおそれがあるものについては、関係法令等の所管課に確認するものとする。
- (1) 人材募集
- ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守していること
 - イ 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは掲載しない。
 - ウ 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
- (2) 語学教室等
- 安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。
- 例 「1か月で確実にマスターできる」等
- (3) 学習塾・予備校・専門学校等
- ア 合格率等実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する（根拠となる資料が必要）。
 - イ 通信教育、講習会、塾、学校その他これらに類する名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。

(4) 外国大学の日本校

日本の学校教育法に定める大学でない旨を明確に表示すること。

(5) 資格講座

ア 民間の講習業者が国家資格でない資格に係る講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は当該資格を有する者を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用せず、当該資格が国家資格ではない旨を明確に表示する。

イ 国家資格に係る講座には、その講座だけで国家資格が取れるというようなまぎらわしい表現は使用せず、当該資格取得には、別に国家試験を受ける必要がある旨を明確に表示する。

ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

(6) 病院、診療所、助産所、獣医

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5及び第6条の7の規定により広告等できる事項以外は、一切広告等できない。

イ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して有料である旨の表示はしてはならない。

ウ 広告等する治療方法について、疾病等が完全に治癒される等その効果を推測的に述べることはできない。

エ マークを表示することはできるが、そのマークが示す内容を文字により併せて表示しなければならない。また、赤十字のマークや名称を自由に用いることはできない。

(7) 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告等できる事項以外は、一切広告等できない。

イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告等できない。

ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告等は掲載しない。

(8) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）

ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第66条から第68条の規定及び厚生労働省の医薬品等適正広告基準の規定並びに各法令所管省庁の通知等に定められた規定に反しないこと。

イ 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること。

ウ 広告内容については、事前に財源確保推進課へ協議すること。

(9) 健康食品、保健機能食品、特別用途食品

ア 健康増進法第31条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条、食品衛生法第20条並びに各法令の所管行政庁の通知等に定められた規定に反しないこと。

イ 食品については、食品表示法に基づく食品表示基準に基づいて表示すること。

ウ 健康食品は、医薬品と誤認されるような効能・効果について表示できない。

- エ 保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が国及び法令により認められている表示事項の範囲を超えていないこと。かつ、法令等により定められている表示すべき事項が記載されていること。
- オ 広告内容については、事前に財源確保推進課へ協議すること。
- (10) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等
 - ア サービス全般（介護老人保健施設を除く。）
 - （ア）介護保険法に規定する介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスが明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。
 - （イ）広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
 - （ウ）利用に当たって他の事業者より有利であると誤解を招くような表示はできない。
 - 例 「〇〇市事業受託事業者」等
 - イ 介護老人保健施設
 - 介護保険法第98条の規定により広告等できる事項以外は、一切広告等できない。
 - ウ 有料老人ホーム
 - （ア）有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成14年7月18日付け厚生労働省老健局長通知）に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。
 - （イ）有料老人ホームの運営体制等が所管都道府県の指導に基づいたものであること。
 - （ウ）有料老人ホームに関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）に抵触しないこと。
 - エ 有料老人ホームの紹介業
 - （ア）広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
 - （イ）利用に当たって他の事業者より有利であると誤解を招くような表示はできない。
- (11) 墓地等
 - 市町村長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。
- (12) 不動産事業
 - ア 広告掲載主体に関する表示には、名称、所在地、連絡先、認可免許証番号等を明記する。
 - イ 不動産の売買や賃貸の広告には、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記する。
 - ウ 契約を急がせるような表示のものは掲載しない。
 - 例 「早い者勝ち」、「残り戸数あとわずか」等
- (13) 弁護士・司法書士・公認会計士・税理士等
 - 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、顧問先又は依頼者名の表示はしない。
- (14) 債権回収会社
 - 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第18条及び債権管理回収業に関する特別措置法施行規則（平成11年法務省令第4号）第12条に規定に反し

ないこと。

(15) 旅行業

ア 企画旅行の広告等は、登録番号及び所在地等を明記する。

イ 不当表示に注意する。

例) 「白夜でない時期の「白夜旅行」」、「行程にない場所の写真」等

ウ その他広告表示について旅行業法第 12 の 7 及び 8 並びに旅行業公正取引協議会の公正競争規約に反しないこと。

(16) 通信販売業

ア 会社の概要及び商品カタログ等を検討し、実施部局長等が妥当と判断したものに限り掲載する。

イ 特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号) 第 11 条に規定する表示事項をすべて表示すること。

ウ 返品等に関する規定が明確に表示されていること。

(17) 雑誌・週刊誌等

ア 適正な品位を保った広告等であること。

イ 見出しや写真の性的表現等は、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。

ウ 性犯罪を誘発・助長するような表現(文言・写真)がないこと。

エ 犯罪被害者(特に性犯罪や殺人事件等の被害者)の人権及びプライバシーを不当に侵害するような表現がないこと。

オ タレント等有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度をもった配慮のある表現であること。

カ 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。

キ 未成年、心神喪失者等の犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。

ク 公の秩序及び善良な風俗に反する表現のないこと。

(18) アルコール飲料

ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること

例) 「お酒は 20 歳を過ぎてから」等

イ 飲酒を誘発するような表現の禁止

例) 酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等

ウ 飲酒運転禁止の文言を明確に表示すること

例) 「飲酒運転は法令で禁止されています」等

エ その他、酒類の広告審査委員会が定める酒類の広告・宣伝及び酒類容器の表示に関する自主基準に準じた扱いとすること。

(19) 映画・興業等

ア 暴力、とばく、麻薬及び売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しない。

イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。

ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。

エ 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張したりした表現等は使用しない。

- オ ショッキングなデザインは使用しない。
- カ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
- キ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。
- (20) 古物商・リサイクルショップ等
 - ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
 - イ 一般廃棄物処理業に係る市町村長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。
 - 例 「回収」、「引取り」、「処理」、「処分」、「撤去」、「廃棄」等
- (21) 結婚相談所・交際紹介業
 - ア 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。
 - イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- (22) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織
 - ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
 - イ 主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）する広告等は掲載しない。
- (23) 質屋・チケット等再販売業
 - ア 個々の相場、金額等の表示はしない。
 - 例 「〇〇〇のバッグ 50,000 円」、「航空券 東京～大阪 10,000 円」等
 - イ 有利さを誤認させるような表示はしない。
- (24) トランクルーム及び貸し収納業者
 - ア 「トランクルーム」との表示には、倉庫業法（昭和31年法律121号）第25条の規定により認定を受けた優良トランクルームであること。また、その旨を表示すること。
 - イ 「貸し収納業者」は、会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の趣旨を明確に表示すること。
 - 例 「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等
- (25) ダイヤルサービス
各種のダイヤルサービスの内容については、事前に財源確保推進課へ協議すること。
- (26) ウィークリーマンション等
営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を得ていること。
- (27) 宝石販売業
虚偽の表現に注意すること。
 - 例 「メーカー希望価格の50%引き」（宝石には、通常、メーカー希望価格はない。）等
- (28) 規制業種の民間企業等による規制業種に関するもの以外の内容の広告等
別表第1で定める規制業種に該当する民間企業等による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告等は、この基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。
- (29) その他、表示について注意を要するもの
 - ア 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条の規定により、事業者団体等が表示に関する事項について認定を受けた公正競争規約があれば、その表示規則に従うこと。
 - イ 割引価格
割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例) 「メーカー希望小売価格の30%引き」等

ウ 比較広告

主張する内容が客観的に実証されていること(根拠となる資料が必要)。

エ 無料で参加・体験できるもの

費用がかかることがある場合、その旨を明示すること。

例) 「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等

オ 肖像権及び著作権

無断使用がないか確認すること。